

第五十二項の改正規定 第五十二項の改正規定	環太平洋包括的及び先進的協定 環太平洋包括的及び先進的協定	環太平洋協定 環太平洋協定	税関長は、 品目別原産地規則) 又は環太平洋包括的及び先進的協定第四章(織維及び織維製品 の品目別原産地規則)又は 環太平洋協定第四章(織維及び織維製品附屬書四-A(織 維及び織維製品の品目別原産地規則))
--------------------------	----------------------------------	------------------	--

3 第一項の場合において、附則第一条、第二条第三項及び第三条第一項中「環太平洋パートナーシップ協定」と、附則第一条第五号中「附則第三条第三項」とあるのは「附則第三条第二項」と、「環太平洋パートナーシップ協定」とあるのは「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条及び附則第三条の規定 この法律の公布の日又は不正競争防止法等の一部を改正する法律

(平成三十年法律第三十三号)の公布の日のいづれか遅い日

二 附則第四条及び第五条の規定 この法律の公布の日又は著作権法の一部を改正する法律(平成三十一年法律第三十号)の公布の日のいづれか遅い日

(不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十三号)。次条において「不正競争防止法等改正法」という)の一部を次のように改正する。

附則第二号中「及び第三十三条」を「第三十三条及び第三十三条の二」に改める。

附則第三十三条(見出しを含む)中「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改め、同条に次の改正規定を加える。

附則第十九条第三項中「第二条第三項」を「第二条」に改める。

附則第三十三条の次に次の一条を加える。

(環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部改正に伴う調整規定)

第三十三条の二 第二号施行日が環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日以後である場合には、第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第十条、第十六条及び前条の規定は、適用しない。

(不正競争防止法等改正法の一部改正に伴う調整規定)

第三条 この法律の施行の日(附則第五条において「施行日」という)が不正競争防止法等改正法

則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、附則第二条第三項の改正規定中「附

則第二条第三項」とあるのは「附則第二条」と、附則に一条を加える改正規定中「第二条第三項」とあるのは「第二条」とし、前条の規定は、適用しない。

(著作権法の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 著作権法の一部を改正する法律(平成三十年法律第三十号)。次条において「著作権法改正法」という)の一部を次のように改正する。

附則第八条中「環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」を「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律」に改める。

第五条 施行日が著作権法改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、著作権法改正法附則第八条中「以下「整備法」という。」と、著作権法改正法附則第九条第一項中「整備法」とあるのは「環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律(平成二十八年法律第八号)」と、「から整備法」とあるのは「から同法」とし、前条の規定は、適用しない。

第六条 施行日が著作権法改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、前条及び前二項の規定は、適用しない。

第七条 施行日が著作権法改正法附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後である場合には、内閣総理大臣 安倍 晋三 文部科学大臣臨時代理 麻生 太郎 国務大臣 松山 政司 厚生労働大臣 加藤 勝信 農林水産大臣 斎藤 健 経済産業大臣 世耕 弘成

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律をここに公布する。

第八条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第一条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条 第三条第四号中「第三十九条第八項」を「第三十九条第十項」に改める。

第三条 第四条第一号中「この号」の下に「及び第四十二条の二第一項第一号」を加える。

第四条 第三十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第五条 清算期間が一箇月を超えるものである場合における前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「労働時間を超えない」とあるのは「労働時間を超えず、かつ、当該清算期間をその開始の日以後一箇月ごとに区分した各期間(最後に一箇月未満の期間を生じたときは、当該期間以下この項において同じ)ごとに当該各期間を平均し一週間当たりの労働時間が五十時間を超えない」と、「同項」とあるのは「同条第一項」とする。

第六条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第七条 第二条第三項中「第三十九条第八項」を「第三十九条第十項」に改める。

第八条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第九条 清算期間が一箇月を超えるものである場合における前項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「労働時間を超えない」とあるのは「労働時間を超えず、かつ、当該清算期間をその開始の日以後一箇月ごとに区分した各期間(最後に一箇月未満の期間を生じたときは、当該期間以下この項において同じ)ごとに当該各期間を平均し一週間当たりの労働時間が五十時間を超えない」と、「同項」とあるのは「同条第一項」とする。

第十条 労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条 第二条第三項中「第三十九条第八項」を「第三十九条第十項」に改める。

第十二条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第十三条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第十四条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第十五条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第十六条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第十七条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第十八条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第十九条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十一条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十二条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十三条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十四条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十五条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十六条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十七条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。

第二十八条 第四十二条の三中「ゆだねる」を「委ねる」に改め、同条第一号中「この条」を「この項」に改め、同条第二号中「一箇月」を「三箇月」に、「次号」を「以下この条及び次条」に改め、同条に次の三項を加える。